

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会
第4回医事・衛生専門委員会
議事録(概要)

1 日時

令和7年(2025年)2月3日(月)14:00~15:30

2 場所

滋賀県農業教育情報センター1階第2研修室

3 出欠状況(五十音順、敬称略)

委員12名中10名出席

出席:岡田 幸子、樫原 祐市、切手 俊弘、小西 眞、五月女 隆男、

嶋村 清志、辻 明子(代理:横山哲也)、長崎 幸三郎、長宗 学(代理:井上哲)

(事務局:辻事務局長ほか事務局職員9名)

欠席:岡本 茂胤、臼居 仁司、西出 佳弘

4 配付資料

別添のとおり

5 会議概要

○ 報告事項

報告事項(1)

※事務局から、「SAGA2024 視察結果」について報告。

【質疑】

(委員)

医療救護実績であるが、搬送者は、救護所での傷病者の内訳か。それとも別か。

(事務局)

別である。

(委員)

式典だけでもかなりの数が搬送されているようだが、どのような天候だったか。

(事務局)

雨が降る日もあり、寒気を訴える方も多かったと記憶している。

(委員)

雨でも蒸し暑く、熱中症の可能性はある。また、こちらは、本番の実績だと思うが、1週間ぐらい前にあった式典のリハーサルはどうだったか。

(事務局)

リハーサルは、ものすごく暑く、式典音楽隊が熱中症で搬送されていた。

(委員)

滋賀県でも、9月、10月であれば、式典のリハーサル含め、暑くなることが予測される。

(事務局)

特に熱中症に気を付けながら、充分に対応できるよう、準備を進めてまいりたい。

(委員)

佐賀県の医療救護体制について、人員は充足していたか。滋賀県は、佐賀県よりも開催時期が早いということもあって熱中症が危惧されるため、迅速に対応できるよう、過不足なく人員を配備する必要がある。

(事務局)

佐賀県においては人員体制の不足は見られなかったため、滋賀県も佐賀県並の体制を検討しているところ。

(委員)

佐賀県では保健師が多く動員されたようだが、保健師は、看護師の資格を持ってはいても、傷病者への処置は難しい。配置にあたっては、その辺りを勘案していただきたい。

(事務局)

実際に応急処置を行うのは、救護所の医療従事者である。保健師にお願いする業務は、たとえば移動救護班であればいち早く傷病者を救護所へ移送するといった医療従事者へ引き継ぐ役割を想定している。

(委員)

衛生業務について、佐賀県では自主管理記録表を知らない施設があったということだが、これは当然してもらわないといけないことであるので、滋賀県では起こらないように、周知を徹底していただきたい。また、イベント行事では、たとえばアルバイトへの教育不足などが原因で、食中毒が発生することが多い。食中毒が起こらないように、滋賀県での取り組みは、計画的に進めていただきたい。

また、食中毒は潜伏期間があり、実際に腹痛などの症状が発生するのは夜になる。もしも食中毒が発生した場合は、保健所で対応をすることになるが、選手であればチームの代表者などと連絡が取れないと発生状況や原因が分からない。疫学調査は極めて重要であるため、チームや宿泊施設と夜であっても必ず連絡が取れるようにしていただきたい。

事前対策として飲食物の持込みや弁当の持ち帰りがないようにしてもらい、食中毒が発生した際には、夜であっても関係者に対して連絡が取れるようにしていただきたい。

(委員長)

看護協会からはいかがか。

(委員)

看護師の派遣については、大会局からの依頼を受け、県看護協会でも各地区支部を中心に看護師の調整を進めている。状況によっては圏域を超えた調整も行う方針であり、看護師の十分な確保については引き続き大会局と調整してまいりたい。

報告事項(2)

※事務局から、「衛生対策にかかる施設への監視指導の進捗状況」について報告。

【質疑】

(委員)

監視指導としての立入検査は、保健所で進めているところであり、通常業務もある中で厳しい状況であるが、大会に向けて進めていかなければならないものと認識はしている。自主衛生管理やHACCPについては、きちんとそれぞれの食品提供施設や宿泊施設にしっかりやっていただきたい。

(委員)

大会局から提供される施設の情報は、その都度、保健所と共有しながら監視指導の対応を進めている。先ほど委員からもあったとおり、すべての施設を回り切ることが厳しい面もあるが、監視指導はしっかりと進めていき、大会の運営に支障がないように対応していきたいと考えている。また、使用する施設の追加や変更は、現在もその都度で情報提供をいただいているところだが、今後も迅速な情報提供をお願いしたい。

(委員)

立入検査は、大規模施設であれば特に時間がかかる。情報は早めにいただきたい。

(委員長)

事務局では、対象の施設はまだ募集をしているところなのか。

(事務局)

宿泊施設についてはおおむね出揃っている。食品提供施設については、これから増える可能性があるため、把握でき次第、迅速に共有してまいる。

○ 審議事項

※事務局から、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 医療救護実施計画(案)」について説明。原案どおり承認。

【質疑】

(委員)

救護所の役割を確認したい。国スポ・障スポのような大規模なイベントにおける救護所の役割については、実際に現場の全員へ共有することが重要である。

国スポ・障スポの救護所は医療機関としての届け出はしないということだが、救護所でできること、できないことはしっかりと全員が認識しておくことが必要だと考える。

たとえば、「医薬品」や「医療機材」については、診療所以外で使用できるものとできないものがある。何を置くかという書き方も重要であるため、医薬品という言葉を使う時は、しっかりと確認が必要。

(委員)

医薬品も、一般用医薬品と医療用医薬品があり、後者は医師の指導が必要である。

(委員)

救護所に何を置くのか、救護所でどこまでするのかということをきちんと共有して大会に臨みたい。

(委員長)

その部分については、私が事前に事務局から聞いた際には、救護所には一般用医薬品のみを置くと聞いた。医療救護に関し特にご尽力いただいている病院協会からは、いかがか。

(委員)

式典の医療従事者については、長浜赤十字病院を推薦しており、実際に進めていただいているところ。その中で、医薬品に関連して問題となっているのは、点滴をどうするかという点である。事務局の見解は、救護所では応急処置のみであり、点滴の配備はしないと聞いている。

しかしながら、長浜日赤では、現場の医療従事者として、たとえば熱中症が重症であるといった方が一の場合などに対応できるようにしたいという認識を持っておられる。その辺りは認識のすり合わせが肝心であると考えている。

(委員)

植樹祭においても同じような議論があった。結果的に、植樹祭では、点滴は用意しなかった。臨床現場の医療従事者からすれば、必要な傷病者にはその場での対応として点滴は当然するものであるが、例えば点滴をした傷病者が亡くなった場合、輸液をしたことで症状を防げたのか、逆に輸液をすることによって容態が急変することに繋がったのではと捉えられる場合もある。使用しない結果であっても、配備をすることにより、大会運営上の責任の問題が発生してくる。医療機関の届け出がない取扱いなのであれば、原則は配備しない方がよいし、慎重に対応した方がよい。例えば救急車で搬送する場合に、救命救急士への特定行為として輸液を行うという形であれば可能かもしれない。

(委員)

我々としては、日赤に、救護所で輸液はしていただけないとお返事はしているが、最終確認はまだできていない状況。救護所に配備することは考えていない。おっしゃったように、救急

隊が到着してから、メディカルコントロールとして、救護所の医師が救急隊と共同して行うという形でできればと考える。

(委員)

医療機関として届け出るのであれば、所管の保健所に届け出が必要であるが、過去の開催県ではどのような対応だったのか。

(事務局)

先催県で医療機関としての届け出をされた例は聞いていない。滋賀県でも同様の方針である。

(委員)

医療行為はしないということか。

(事務局)

そのとおり。

(委員長)

非常に難しい問題である。医療機関の届け出をするのであれば、医療管理者が当然必要であり、誰がするのかという問題になる。現場の医師の立場であれば、たとえば熱中症で搬送となった時に、救急車が来るまでの5分程度で何もできないというのは辛いだろう。規則上は難しいが、具体的な対応は知見のある委員とよく相談してもらいたい。

(委員)

救護所では、選手が試合続行可能かの判断や、搬送が必要かどうかの判断が主であるということか。

(事務局)

おっしゃるとおり。応急処置と搬送の必要性の判断が中心であり、競技によっては続行の判断も発生してくる。

(委員長)

救護所は、日射が防げるなど、熱中症が起こりにくいようになっているのか。

(事務局)

競技会場による。基本的には施設が所有している医務室であれば、空調もある。ただ、外でやる競技では、仮設テントの場合もあり、温度調節が難しいかもしれない。

(委員長)

その辺りの配置についても考慮していただきたい。

(委員)

歯科医師は、たとえば歯が折れたりした場合に、救護所でどこまで対応できるのかというのが難しいのではないか。折れた時は、歯を保存液に浸すという方法もあると思われるが、それは歯科医師でなくても可能なのか。

(委員)

折れた歯を保存液に浸すことは歯科医師でなくてもできる。

(委員長)

歯の保存液は救護所に配備するのか。

(事務局)

配備する。

(委員長)

その辺りについても、対応できることについては、現場の人に示しておく必要があるだろう。

(委員)

配置人数について、数字が誤っている。

(事務局)

修正する。

→ホームページには修正後の資料を掲載。

(委員)

救護本部には、医師は0となっているがどのように考えているか。

(事務局)

先催祭の状況などを鑑みて、本部は連絡調整が中心であることもあり、本部への医療従事者の配置は想定していなかった。

(委員)

全体を統括するという意味では、本部への医師配置はかなり重要だと考えるので検討いただきたい。もう1点、移動救護班について、非常にいいアイデアであると考えているが、ボランティアとは、具体的にどのようなボランティアか。

(事務局)

県で運営ボランティアを募集しており、その中から配置する想定である。できるだけ体力のある若い男性を多く要望しているが、搬送補助が中心であるため、特に医療従事者であることについては指定していない。

(委員)

実施本部員だけでなく、ボランティアは必要という判断をされたということか。

(事務局)

実施本部員2名だけでは、連絡調整や搬送が厳しいので、ボランティア含めた4名体制とした。

(委員)

佐賀県の救護班は、赤い線の入ったユニフォームを着ているが、滋賀県はどうか。

(事務局)

滋賀県においては、ベストはすべて同じものだが、帽子を赤色にすることで、識別できるようにすると聞いている。

(委員)

式典の救護所は、観客のみが対象で、選手は対象ではないのか。

(事務局)

式典においては、参加される全員を対象としている。選手については、競技はしないが、入場行進などにより式典に携わる。そこで倒れたりした場合は、もちろん救護所に対応する。

(委員)

入場までの待ち時間は、長ければ2時間ぐらいか。

(事務局)

先催祭では2時間の待機が基本であったが、選手への負担が大きかった。滋賀県では、なるべく待機時間は短くしようと工夫をして、長くても1時間は待たせないような形で進めてまいりたい。

(委員)

障スポの実施本部員の人員体制について。色々な障害の方、そのサポートされる方が暑い中で多く参加されるので、国スポに比べて対応が大変な部分があると考えられる。障スポは県で担当と聞いたうえで、保健師が多く動員される人数に見えるが、これでは保健所の業務に支

障が出ないか心配される。

(委員)

他府県の保健師の応援は検討しているか。

(事務局)

他府県は考えていない。

(委員)

県内の保健所は、食中毒の対応にも備えないといけないので、一定の体制を保っておかないといけない。

(委員)

おそらく市町も含めた数ではないか。市町の保健師を含めれば、人数は多い。

(事務局)

いま仰っていただいているとおり、障スポの動員にあたっては、一定、市町職員も動員される。救護所には、保健師が動員されるケースもあるので、このような書き方をさせていただいた。県における保健師の動員については、保健所には負担がかからないよう進めてまいりたい。

(委員)

弁当の検食について県職員の動員があると聞いたが、期間中に何人動員されるのか。

(事務局)

佐賀県や鹿児島県では、各弁当引換え所に、食品衛生監視員が1名ずつ配置されていた。ただし、おっしゃっていただいている検食の部分は、弁当業務を委託する委託業者が行い、その光景を食品衛生監視員が点検されていた。

(委員)

検食は受託業者で、食品衛生監視員は立会するようなイメージか。

(事務局)

そのとおり。

(事務局)

今後関係機関などと調整を重ねる中で、本計画を微修正する場合は、その決定は委員長に一任とし、委員の皆様には修正後の内容を共有という形で進めさせていただいてもよろしいか。

→異議なし

○ その他事項

その他事項(1)

※事務局から、「令和7年度の医療救護業務」について説明。

【質疑】

(委員)

東近江市の医師数が多いが、東近江医師会として 対応可能なのか。

(事務局)

東近江市からは、リングサイドドクターなどの競技特性上必要となる医師が多いと聞いているが、それは競技団体から派遣できるよう調整されている。東近江医師会には、そういった専門的な部分以外の医師を依頼すると聞いている。

(委員)

この人数は、競技団体から派遣する人数も含んでいるということか。

(事務局)
そのとおり。

(委員)
救護所の医薬品等については、競技者が一番困るのはドーピングである。塗り薬の中にも、微量であれドーピングに引っかかるものが出てしまうと、競技者の人生を左右しかねなくなるので、薬剤師会にしっかりと確認をしたうえで用意していただきたい。

(委員)
大規模な災害が起きた時には、どこが指揮を取るのか。それは別部隊と考えてよろしいのか。

(委員)
大規模災害のようなものが起こり、多数の傷病者が出た場合には、救護本部に消防署員が入ると聞いているので、そういったところから消防の本部と連携して、別立ての指揮本部となるのではないか。

(事務局)
救護本部とは別で、警備消防本部が立ち上がる。災害時の対応については、そちらを中心とした動きに合わせ、連携をしていくことになる。

(委員)
看護師の謝金についてはこれで決定なのか。看護師だけが低いように目立ってしまい、看護協会などから反発が出るのではないか。

(委員)
看護師派遣にあたっては、謝金の問題は出てくる。他にも朝が早い場合は別で手当てがあるのかといった意見もいただいており、まとめているところ。もう少し出していただけるとありがたい。

(委員)
県の予算単価では看護師は1日8700円か、今はもう少し高い。この謝金額の根拠は何か。

(事務局)
この額を検討するにあたっては、県の予算単価はもちろん、県が主催で開催するイベントの医療従事者の謝金も比較しながら検討をしていたが、それぞれ額が違い、どの単価を採用するかという根拠の整理が難しかったため、先催県の単価を根拠とし設定した。

(委員)
これは保健師も適用されるのか。

(事務局)
保健師は県もしくは市町職員を想定しており、公務として来ていただく。

(委員)
本日の会議を聞いている中で、障害者に対する合理的配慮という観点がどこにも出てきていないという印象があった。今後、マニュアルの作成や筆談に必要な物品・コミュニケーション支援ボードなども配備されたりすることとは思われるが、大会の運営において現場が困らず、参加者が不自由しないように準備を進めていただきたい。

その他事項(2)

※事務局から、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおける熱中症対策ガイドライン(案)」について説明。

【質疑】

(委員)

日中の時間帯は開催を避けるようにし、ミストを設置することや直立不動のまま待機するようないないように、できる範囲での対策を検討していただきたい。熱中症警戒アラートは発表されると1日中が対象となり開催できない状況となってしまうが、そこで強行すれば、倒れる人が出てくるだろう。

(事務局)

ご指摘の点もガイドラインに含んでいるため、重視しながら進めてまいりたい。

(委員長)

こちらのガイドラインは、案ということか。

(事務局)

そのとおり。今後、市町へ照会してまいり、策定する。

(委員長)

様々な意見を取り入れながら検討を進めていただきたい。

以上